



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 442 道路の区域変更 (道路保全課)
- 443 新道路の供用開始等 (")
- 444 道路の区域変更 (")
- 445 新道路の供用開始等 (")
- 446 道路の区域変更 (")
- 447 新道路の供用開始等 (")
- 448 道路の区域変更 (")
- 449 新道路の供用開始等 (")
- 450 道路の区域変更 (")
- 451 新道路の供用開始等 (")
- 452 道路の区域変更 (")
- 453 新道路の供用開始等 (")
- 454 道路の区域変更 (")
- 455 新道路の供用開始等 (")
- 456 道路の区域変更 (")
- 457 新道路の供用開始等 (")
- 458 道路の区域変更 (")
- 459 新道路の供用開始等 (")
- 460 道路の区域変更 (")
- 461 新道路の供用開始等 (")
- 462 道路の区域変更 (")
- 463 新道路の供用開始等 (")
- 464 道路の区域変更 (")
- 465 新道路の供用開始等 (")
- 466 道路の区域変更 (")
- 467 新道路の供用開始等 (")
- 468 道路の区域変更 (")
- 469 新道路の供用開始等 (")
- 470 道路の区域変更 (")
- 471 新道路の供用開始等 (")
- 472 道路の区域変更 (")
- 473 新道路の供用開始等 (")
- 474 道路の区域変更 (")
- 475 新道路の供用開始等 (")
- 476 新道路の供用開始 (")

告 示

和歌山県告示第442号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 員	延 長	備 考
		メートル	メートル	
東牟婁郡那智勝浦町二河字那賀之谷732番1地先から同町二河字仙長赤土田734番5地先まで	旧	17.20 } 24.50	22.00	
同上	新	17.20 } 24.50	22.00	
同上	新	5.80 } 9.20	54.00	

和歌山県告示第443号

平成18年和歌山県告示第442号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年3月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第444号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷地の員 幅	延長	備考
		メートル	メートル	
日高郡日高川町 大字山野字分木 前21番1地先から 同町大字山野字 栗畑343番1地先 まで	旧	6.30 } 9.10	165.00	
同上	新	7.70 } 11.50	165.00	

和歌山県告示第445号

平成18年和歌山県告示第444号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第446号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の員 幅	延長	備考
		メートル	メートル	メートル
東牟婁郡串本町 高富字上佐口68 番地先から同町 高富字長ウ井57 番6地先まで	旧	3.10 } 5.90	189.30	土地木橋 L=23.00 長字井橋 L=19.00
同上	旧	8.20 } 17.00	144.70	土地木橋 L=19.90 長字井橋 L=15.00
同上	新	8.20 } 17.00	144.70	土地木橋 L=19.90 長字井橋 L=15.00

和歌山県告示第447号

平成18年和歌山県告示第446号(道路の区域変更)で告示

した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第448号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 串本古座川線

区 間	新旧の別	敷地の員 幅	延長	備考
		メートル	メートル	メートル
東牟婁郡串本町 和深字阪之本140 2番1地先から同 町里川字クスノ 谷444番地先まで	旧	4.20 } 19.00	302.20	里川トン ネル L=86.00
同上	旧	8.00 } 31.00	205.60	新里川トン ネル L=155.00
同上	新	8.00 } 31.00	205.60	新里川トン ネル L=155.00

和歌山県告示第449号

平成18年和歌山県告示第448号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第450号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 檜野串本線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考 メートル
東牟婁郡串本町須江字ナギノ谷1728番18地先から同町大島字北地100番5地先まで	旧	4.80 } 39.50	1,739.90	
東牟婁郡串本町須江字ナギノ谷1728番18地先から同町串本字笠島1746番1地先まで	旧	10.00 } 94.00	5,035.00	くしもと大橋 L=290.00 苗我島ループ橋 L=386.05 県道潮岬周遊線との重用 L=1,246.00
同上	新	10.00 } 94.00	5,035.00	くしもと大橋 L=290.00 苗我島ループ橋 L=386.05 県道潮岬周遊線との重用 L=1,246.00

和歌山県告示第451号

平成18年和歌山県告示第450号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第452号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考 メートル
西牟婁郡すさみ町周参見字曲利5526番地先から同町周参見字上戸川南側5195番2地先まで	旧	3.95 } 18.50	2,134.00	夫見橋 L=12.00
				曲利トンネル

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考 メートル
同上	旧	9.20 } 101.00	1,523.00	ル L=786.00 曲利1号橋 L=108.00 曲利2号橋 L=91.00
同上	新	9.20 } 101.00	1,523.00	曲利トンネル L=786.00 曲利1号橋 L=108.00 曲利2号橋 L=91.00

和歌山県告示第453号

平成18年和歌山県告示第452号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第454号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考 メートル
東牟婁郡古座川町蔵土字平田765番地先から同町洞尾字犬鳴34番12地先まで	旧	4.00 } 34.00	2,264.50	添之郷橋 L=6.00 木谷橋 L=9.00 無名橋 L=3.00 洞尾橋 L=78.50
同上	旧	9.60 } 52.70	718.60	蔵土橋 L=95.00 一枚岩トンネル L=549.00
同上	新	9.60 } 52.70	718.60	蔵土橋 L=95.00 一枚岩トンネル L=549.00

和歌山県告示第455号

平成18年和歌山県告示第454号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、

同日から供用を廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第456号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新旧の別	敷地の員 幅 メートル	延長 メートル	備考 メートル
日高郡由良町大字三尾川字浦中930番地先から同町大字三尾川字内代720番27地先まで	旧	3.00 } 8.00	690.00	
同上	旧	10.00 } 54.00	353.00	三尾川橋 L=102.00
同上	新	10.00 } 34.00	353.00	三尾川橋 L=102.00

和歌山県告示第457号

平成18年和歌山県告示第456号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第458号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 市鹿野鮎川線

区 間	新旧の別	敷地の員 幅 メートル	延長 メートル	備考 メートル

		メートル	メートル	メートル
田辺市鮎川字愛賀合3518番1地先から同市鮎川字愛賀合3520番1地先まで	旧	4.30 } 16.60	544.50	
同上	旧	9.20 } 41.20	450.00	堂の丘橋 L=47.00 下津屋口2号橋 L=55.40
同上	新	9.20 } 41.20	450.00	堂の丘橋 L=47.00 下津屋口2号橋 L=55.40

和歌山県告示第459号

平成18年和歌山県告示第458号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第460号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の員 幅 メートル	延長 メートル	備考 メートル
東牟婁郡古座川町相瀬字足谷291番4地先から同町一雨字飯森510番6地先まで	旧	4.00 } 29.30	2,053.20	相瀬橋 L=91.40 飯森トンネル L=58.00
同上	旧	11.50 } 47.00	983.70	相瀬トンネル L=436.00 立合トンネル L=98.00 鳴滝橋 L=104.50 立合川橋 L=17.50
同上	新	11.50 } 47.00	983.70	相瀬トンネル L=436.00 立合トンネル L=98.00 鳴滝橋 L=104.50 立合川橋 L=17.50

和歌山県告示第461号

平成18年和歌山県告示第460号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第462号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 上富田すさみ線

区 間	新旧の別	敷地の員 幅 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
西牟婁郡すさみ町佐本追川字宮堂228番地先から同町大谷字大原平117番2地先まで	旧	2.80 } 37.50	1,785.80	追川橋 L=7.30 無名橋 L=4.70 無名橋 L=4.70
同上	旧	8.50 } 39.00	1,523.00	大谷橋 L=84.00 新追川橋 L=37.00 追郷谷橋 L=11.00 大谷トンネル L=251.00
同上	新	8.50 } 39.00	1,523.00	大谷橋 L=84.00 新追川橋 L=37.00 追郷谷橋 L=11.00 大谷トンネル L=251.00

和歌山県告示第463号

平成18年和歌山県告示第462号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第464号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷地の員 幅 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市大谷字中得273番4地先から同市次郎丸字橋折28番9地先まで	旧	5.80 } 14.30	2,486.20	
和歌山市大谷字中得273番4地先から同市栄谷字堂の浦441番5地先まで	旧	20.00 } 29.00	1,171.50	
和歌山市大谷字中得273番4地先から同市次郎丸字橋折28番9地先まで	新	5.80 } 14.30	2,486.20	
和歌山市大谷字中得273番4地先から同市栄谷字塩入172番5地先まで	新	20.00 ~ 29.00	2,125.50	

和歌山県告示第465号

平成18年和歌山県告示第464号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第466号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 志賀三谷線

区 間	新旧の別	敷地の員 幅 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字三谷字地蔵裏522番4から	旧	3.85 }	380.00	

同町大字三谷字森の下1467番1まで		8.90		
同上	旧	3.85 } 8.90	380.00	うちかつらぎ町へ移管 L=236.00
同上	新	7.44 } 15.32	167.30	うち県道和歌山橋本線重複区間 L=245.00

和歌山県告示第467号

平成18年和歌山県告示第466号（道路の区域変更）で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷地の員 幅	延 長	備 考
		メートル	メートル	メートル
日高郡美浜町大字和田字大濱1979番11地先から同町大字和田字本脇1976番地先まで	旧	6.00 } 16.00	295.00	
同上	旧	6.00 } 16.00	295.00	うち美浜町へ移管 L=52.00
同上	新	6.50 } 28.00	285.00	

和歌山県告示第469号

平成18年和歌山県告示第468号（道路の区域変更）で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の員 幅	延 長	備 考
		メートル	メートル	メートル
日高郡日高川町大字弥谷字谿336番3地先から同町大字三十井川字巻尾432番1地先まで	旧	2.00 } 17.00	5,824.60	
日高郡日高川町大字皆瀬字瀬首305番1地先から有田郡有田川町大字字井苔字神出255番15地先まで	旧	9.20 } 60.10	4,362.00	白馬トンネル L=1,892.00 河内橋 L=64.00 庚申橋 L=37.00 強羅橋 L=19.80 幸中橋 L=29.00 弥谷5号橋 L=9.50
同上	新	9.20 } 60.10	4,362.00	同上

和歌山県告示第471号

平成18年和歌山県告示第470号（道路の区域変更）で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 那智勝浦熊野川線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延 長 メートル	備 考
新宮市熊野川町 椋の井字直嶋558 番1地先から同市 熊野川町椋の井 字前平44番地先 まで	旧	7.80 } 12.50	256.00	
同上	新	8.70 } 17.20	256.00	

平成18年和歌山県告示第474号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第476号

平成13年和歌山県告示第830号(道路の区域変更)で区域変更した道路のうち橋本市市脇字嶋田178番1地先から同市清水字石井529番1地先までの延長460.30メートルについては、平成18年4月9日から供用を開始する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第473号

平成18年和歌山県告示第472号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第474号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 市鹿野鮎川線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市鮎川字愛 賀合2358番1地先 から同市鮎川字 愛賀合2365番1地 先まで	旧	3.40 } 11.70	212.00	
田辺市鮎川字愛 賀合2358番1地先 から同市鮎川字 愛賀合2362番地 先まで	旧	9.10 } 26.00	196.00	
同上	新	9.10 } 26.00	196.00	

和歌山県告示第475号